

法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会 第1回会議配布資料	5
--	---

統計資料

交通事故の発生件数・死傷者数の推移

(昭和 4 5 年～令和 6 年)

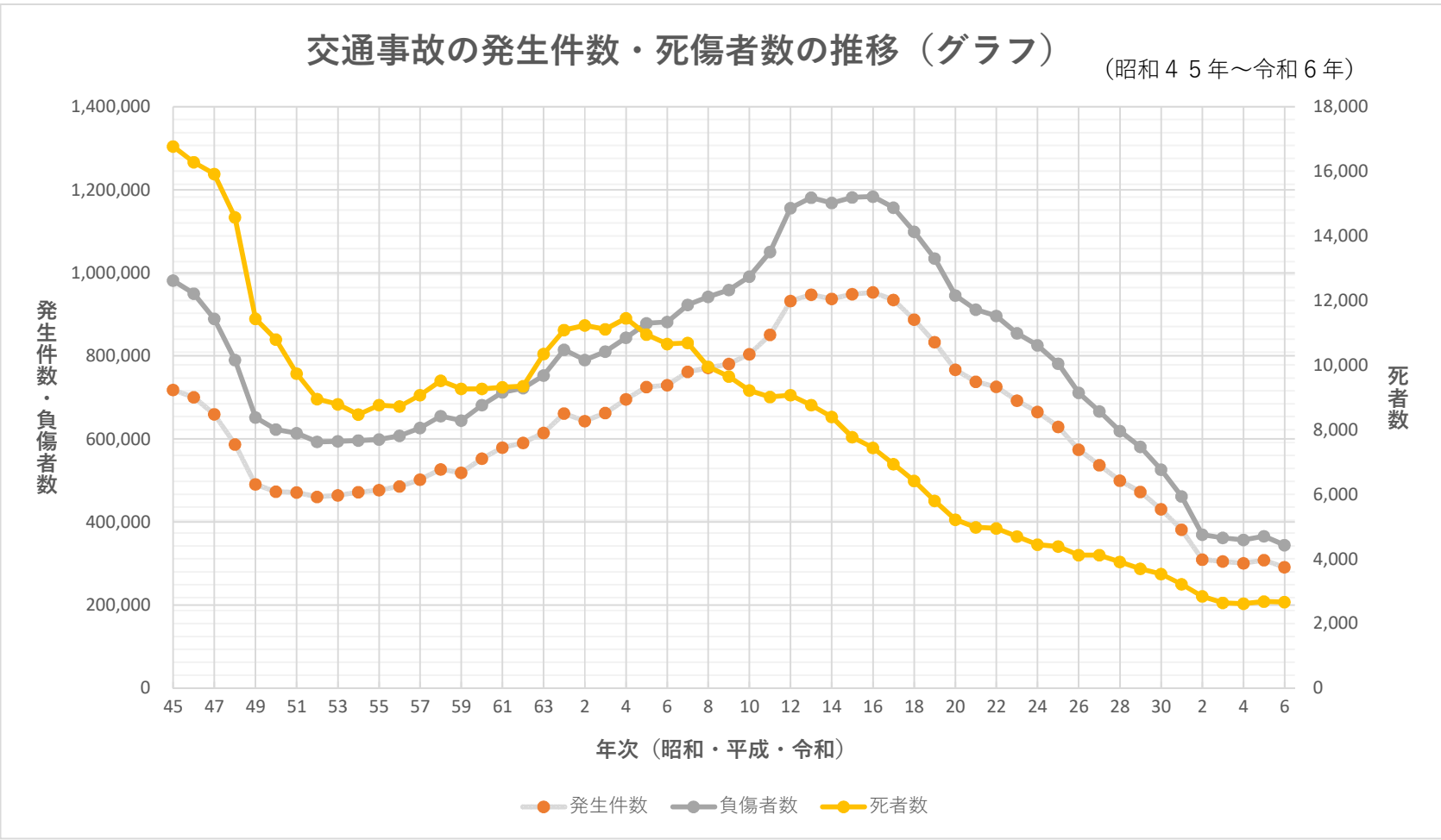
年次	発生件数	負傷者数	指数	死者数	指数
昭和 45 年	718,080	981,096	100	16,765	100
46	700,290	949,689	97	16,278	97
47	659,283	889,198	91	15,918	95
48	586,713	789,948	81	14,574	87
49	490,452	651,420	66	11,432	68
50	472,938	622,467	63	10,792	64
51	471,041	613,957	63	9,734	58
52	460,649	593,211	60	8,945	53
53	464,037	594,116	61	8,783	52
54	471,573	596,282	61	8,466	50
55	476,677	598,719	61	8,760	52
56	485,578	607,346	62	8,719	52
57	502,261	626,192	64	9,073	54
58	526,362	654,822	67	9,520	57
59	518,642	644,321	66	9,262	55
60	552,788	681,346	69	9,261	55
61	579,190	712,330	73	9,317	56
62	590,723	722,179	74	9,347	56
63	614,481	752,845	77	10,344	62
平成 元年	661,363	814,832	83	11,086	66
2	643,097	790,295	81	11,227	67
3	662,392	810,245	83	11,109	66
4	695,346	844,003	86	11,452	68
5	724,678	878,633	90	10,945	65
6	729,461	881,723	90	10,653	64
7	761,794	922,677	94	10,684	64
8	771,085	942,204	96	9,943	59
9	780,401	958,925	98	9,642	58
10	803,882	990,676	101	9,214	55
11	850,371	1,050,399	107	9,012	54
12	931,950	1,155,707	118	9,073	54
13	947,253	1,181,039	120	8,757	52
14	936,950	1,168,029	119	8,396	50
15	948,281	1,181,681	120	7,768	46
16	952,720	1,183,617	121	7,436	44
17	934,346	1,157,113	118	6,937	41
18	887,267	1,098,564	112	6,415	38
19	832,704	1,034,652	105	5,796	35
20	766,394	945,703	96	5,209	31
21	737,637	911,215	93	4,979	30
22	725,924	896,297	91	4,948	30
23	692,084	854,613	87	4,691	28
24	665,157	825,392	84	4,438	26
25	629,033	781,492	80	4,388	26
26	573,842	711,374	73	4,113	25
27	536,899	666,023	68	4,117	25
28	499,201	618,853	63	3,904	23
29	472,165	580,850	59	3,694	22
30	430,601	525,846	54	3,532	21
令和 元年	381,237	461,775	47	3,215	19
2	309,178	369,476	38	2,839	17
3	305,196	362,131	37	2,636	16
4	300,839	356,601	36	2,610	16
5	307,930	365,595	37	2,678	16
6	290,895	344,395	35	2,663	16

(注 1) 警察庁交通局の統計による。

(注 2) 交通事故件数は、物損事故を含まない。

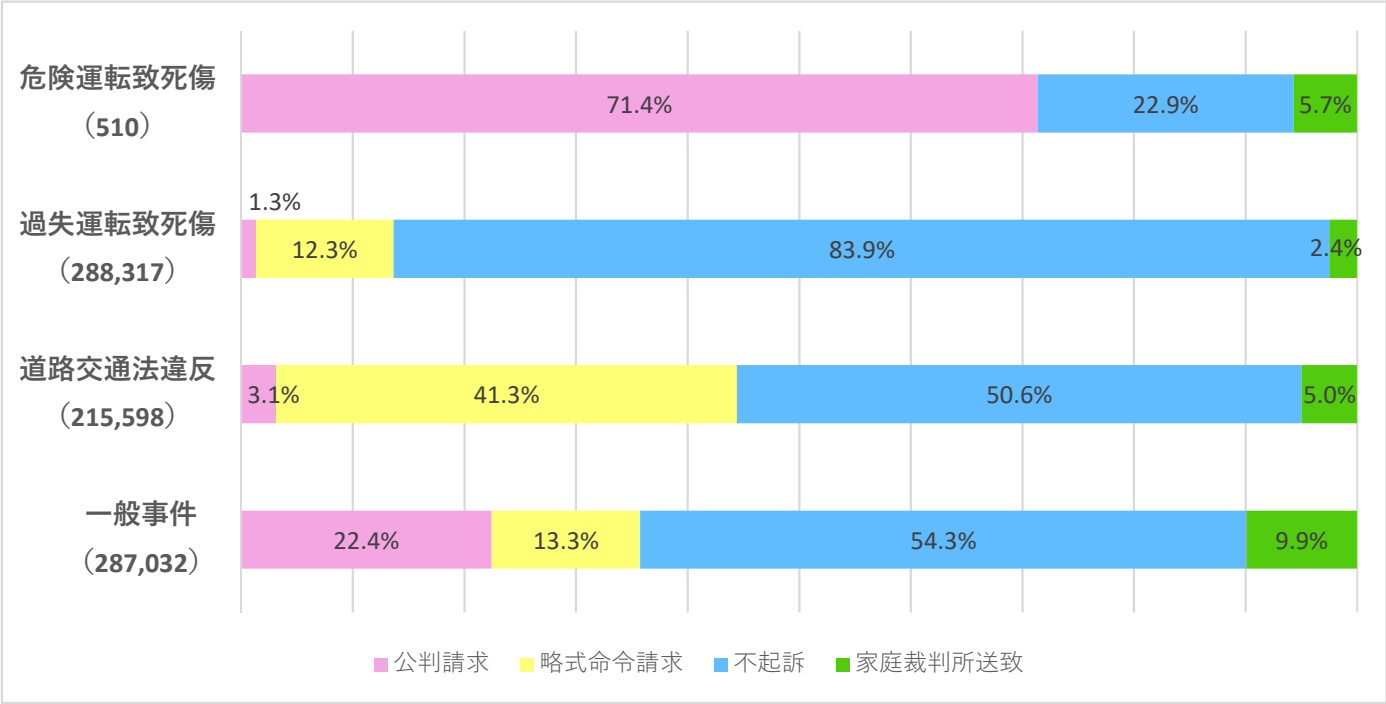
(注 3) 「死亡者」は、交通事故発生後 2 4 時間以内に死亡した者をいう。

(注 4) 「指数」は、昭和 4 5 年を 1 0 0 とした値である。



交通事故の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

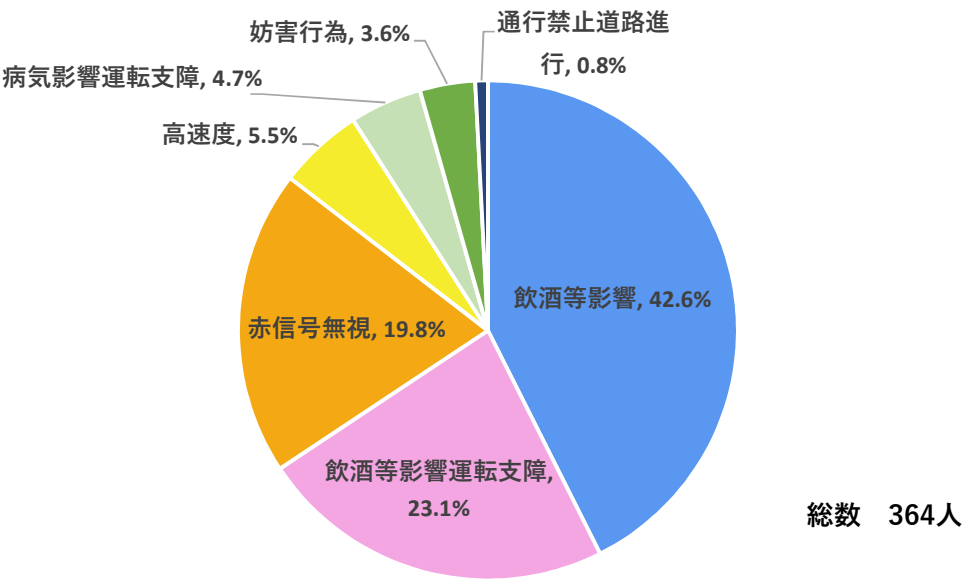
(令和5年)



(注1) 検察統計年報による。
 (注2) 「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法第2条の罪（平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2の罪を含む。）及び同法第3条の罪である。
 (注3) 「過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法第5条の罪であり、平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項の罪を含む。
 (注4) 「一般事件」は、「危険運転致死傷」、「過失運転致死傷」及び「道路交通法違反」以外の事件である。
 (注5) 括弧内は、実員数である。

危険運転致死傷罪による公判請求人員の態様別構成比

(令和 5 年)



(注 1) 検察統計年報による。

(注 2) 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法第 2 条第 1 号に規定する罪であり、平成 2 5 年法律第 8 6 号による改正前の刑法第 2 0 8 条の 2 第 1 項前段に規定する罪を含む。

(注 3) 「高速度」は、自動車運転死傷処罰法第 2 条第 2 号に規定する罪であり、平成 2 5 年法律第 8 6 号による改正前の刑法第 2 0 8 条の 2 第 1 項後段に規定する罪を含む。

(注 4) 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法第 2 条第 4 号から第 6 号までに規定する罪であり、平成 2 5 年法律第 8 6 号による改正前の刑法第 2 0 8 条の 2 第 2 項前段に規定する罪を含む。

(注 5) 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法第 2 条第 7 号に規定する罪であり、平成 2 5 年法律第 8 6 号による改正前の刑法第 2 0 8 条の 2 第 2 項後段に規定する罪を含む。

(注 6) 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法第 2 条第 8 号に規定する罪である。

(注 7) 「飲酒等影響運転支障」は、自動車運転死傷処罰法第 3 条第 1 項に規定する罪である。

(注 8) 「病気影響運転支障」は、自動車運転死傷処罰法第 3 条第 2 項に規定する罪である。

危険運転致死傷罪・過失運転致死傷罪の科刑状況
－通常第一審の有罪人員の科刑状況－

(令和5年)

年次	罪 名	総数	有 罪																罰 金								
			懲役・禁錮																罰 金								
			懲役・禁錮 総数	30年 以下	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7 年 以下	5 年 以下	3 年	うち 執行 猶予	2 年 以上	うち 執行 猶予	1 年 以上	うち 執行 猶予	6 月 以上	うち 執行 猶予	6 月 未満	うち 執行 猶予	罰金 総数	100 万円 以上	50 万円 以上	30 万円 以上	20 万円 以上	10 万円 以上	5 万 円 以上	5 万 円 未満
令和 元年	計	4,194	4,052	－	－	－	4	5	13	170	156	550	507	2,493	2,456	807	772	10	8	142	2	53	46	24	17	－	－
	危険運転致死	12	12	－	－	－	3	2	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－								
	危険運転致傷	255	255	－	－	－	1	1	2	16	12	46	38	168	159	21	18	－	－								
	過失運転致死	1,261	1,252	－	－	－	－	2	4	131	122	344	314	759	748	11	9	1	1	9	1	6	2	－	－	－	－
	過失運転致傷	2,666	2,533	－	－	－	－	－	－	23	22	160	155	1,566	1,549	775	745	9	7	133	1	47	44	24	17	－	－
令和 2 年	計	3,805	3,677	－	1	4	6	5	21	139	130	501	459	2,182	2,151	812	789	6	5	128	5	54	48	11	10	－	－
	危険運転致死	21	21	－	1	4	6	2	7	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－								
	危険運転致傷	247	247	－	－	－	－	2	2	10	10	46	40	158	152	29	25	－	－								
	過失運転致死	1,082	1,072	－	－	－	－	1	12	106	98	305	274	632	615	16	14	－	－	10	2	7	1	－	－	－	－
	過失運転致傷	2,455	2,337	－	－	－	－	－	－	22	21	150	145	1,392	1,384	767	750	6	5	118	3	47	47	11	10	－	－
令和 3 年	計	3,696	3,564	－	－	3	11	7	21	149	134	465	429	2,228	2,192	678	662	2	1	132	9	51	42	14	15	－	1
	危険運転致死	34	34	－	－	3	11	5	10	2	－	3	－	－	－	－	－	－	－								
	危険運転致傷	278	278	－	－	－	－	1	3	15	14	57	52	167	155	35	33	－	－								
	過失運転致死	1,023	1,009	－	－	－	－	1	8	115	103	261	237	619	605	5	5	－	－	14	4	6	2	2	－	－	－
	過失運転致傷	2,361	2,243	－	－	－	－	－	－	17	17	144	140	1,442	1,432	638	624	2	1	118	5	45	40	12	15	－	1
令和 4 年	計	3,512	3,408	－	1	3	10	6	13	126	119	439	407	2,151	2,119	652	636	7	4	104	1	42	30	13	16	2	－
	危険運転致死	21	21	－	1	3	10	5	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－								
	危険運転致傷	250	250	－	－	－	－	－	8	11	9	46	44	153	145	32	28	－	－								
	過失運転致死	1,010	1,002	－	－	－	－	1	2	95	92	271	249	626	615	7	7	－	－	8	－	7	1	－	－	－	－
	過失運転致傷	2,231	2,135	－	－	－	－	－	2	20	18	121	114	1,372	1,359	613	601	7	4	96	1	35	29	13	16	2	－
令和 5 年	計	3,779	3,629	－	1	3	13	9	18	153	140	513	462	2,208	2,175	705	680	9	9	87	3	32	34	7	11	0	－
	危険運転致死	32	32	－	－	1	13	8	5	2	－	2	－	1	1	－	－	－	－								
	危険運転致傷	311	311	－	－	－	－	1	8	14	12	71	58	184	175	33	32	－	－								
	過失運転致死	975	969	－	－	－	－	－	4	112	104	279	248	559	548	14	13	1	1	6	1	2	2	－	1	－	－
	過失運転致傷	2,461	2,317	－	－	－	－	－	1	25	24	161	156	1,464	1,451	658	635	8	8	81	2	30	32	7	10	－	－

(注1) 最高裁判所事務総局の資料による。

(注2) 「危険運転致死」及び「危険運転致傷」は、自動車運転死傷処罰法第2条の罪（平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2の罪を含む。）及び第3条の罪である。

(注3) 「過失運転致死」及び「過失運転致傷」は、自動車運転死傷処罰法第5条の罪であり、平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項の罪を含む。

(注4) 併合罪について主文において1個の刑が言い渡された場合には併合罪中法定刑の最も重い罪を、法定刑が同一のときは犯情の重い罪を処断罪として計上している。